

緊急災害時の児童・生徒の対応措置

<気象警報発表時の対応>

特別警報・警報・注意報は、二次細分区域単位で発表される。二次細分区域とは、特別警報・警報・注意報の発表に用いる区域で、**市町村を原則としている**（一部、市町村を分割して設定されている地域もある）。なお、特別警報・警報・注意報の発表状況を、地域的に概観するため、市町村等をまとめた地域（**寝屋川市は東部大阪**）で報道されることがある。

【注意報発表時】

児童・生徒が 在宅 時の措置	・気象情報に十分注意し、今後の動向などを見守る。
児童・生徒が 在校 時の措置	・気象情報に十分注意し、今後の動向などを見守る。 ・児童・生徒の安全を第一に考え、適切に対応する。

【暴風警報発表時】

1. 午前7時現在で 警報が発表されている場合	・児童・生徒の登校は見合わせ、自宅待機させる。
2. 午前9時までに 警報が解除された場合	・午前10時の始業とする。 <給食について> ・小学校は、給食を実施するが、献立・給食開始時刻等については、状況に応じて対応する。 ・中学校は、休校が予想される場合、 前日（土・日・祝日を含む場合は、その前日）の午前中に、給食の有無が、施設給食課より連絡されるので、それにあわせて対応する。
3. 午前9時現在で 警報が解除されていない場合	・臨時休業とする。
4. 児童・生徒が 在校 時に 警報が発表された場合	・気象情報に注意し、下記の措置をとる。 ①直ちに緊急一斉下校の措置をとる。 下校に際しては、児童・生徒の安全を第一に考え、教職員が付き添うとともに、保護者に連絡する。 ②緊急一斉下校が、危険であると判断される場合は、児童・生徒の安全に十分配慮の上、児童・生徒を校内にとどめ、保護者に連絡し、保護者への引き渡しによる下校措置をとる。 ③保護者不在家庭に対しては、児童・生徒を校内にとどめる等、実態に応じた措置をとる。 【警報解除の時】 ・児童・生徒を校内にとどめた場合、被害状況、特に道路状況を把握し、適切な措置を講じる。

【特別警報発表時】

1. 午前7時現在で 「特別警報」が発表されている場合	・児童・生徒の登校は見合わせ、自宅待機させる。
2. 午前9時までに 「特別警報」が解除された場合 (暴風警報が継続発表の場合を除く)	・午前10時の始業とする。 ＜給食について＞ ・小学校は、給食を実施するが、献立・給食開始時刻等については状況に応じて対応する。 ・中学校は、休校が予想される場合は、 前日（土・日・祝日を含む場合は、その前日）の午前中に、給食の有無が、施設給食課より連絡されるので、それにあわせて対応する。
3. 午前9時現在で 「特別警報」が解除されていない場合	・臨時休業とする。
4. 児童・生徒が 在校 時に 「特別警報」が発表された場合	・気象情報に注意し、ただちに命を守る行動をとるとともに、下記の措置をとる。 ①児童・生徒の安全に十分配慮の上、児童・生徒を校内にとどめ、保護者に連絡し、保護者への引き渡しによる下校措置をとる。 ②保護者不在家庭に対しては、児童・生徒を校内にとどめる等、実態に応じた措置をとる。 【特別警報解除（暴風警報が継続発表の場合を除く）の時】 ・児童・生徒を校内にとどめた場合、被害状況、特に道路状況を把握し、適切な措置を講じる。

（参考）特別警報について

○ 大雨・暴風・高潮・波浪・大雪・暴風雪

【大雨・暴風・高潮・波浪・大雪・暴風雪】警報の基準をはるかに超える、危険度の高いものが「〇〇特別警報」として発表される。 ※『洪水』は特別警報の設定なし。

○ 津波・噴火

危険度が非常に高いレベルの警報が「特別警報」として位置付けられている。

※大津波警報、噴火警報（噴火警報レベル4以上及び居住区域）

留意事項	・状況により、予め警報の発表が予想され、児童・生徒の安全確保が必要な場合は、教育指導課から情報提供を行う。その内容に基づき、臨時休業・始業時刻の繰り下げ・終業時刻の繰り上げ等の措置を行うこと。 ・警報の発表有無にかかわらず、児童・生徒の自宅周辺の状況により、保護者の判断で登校を見合わせる場合、その旨を学校へ連絡していただくよう周知しておくこと。 ・学校が講じた措置については、教育指導課から送付の「非常変災時の報告様式」に則り、速やかに教育指導課に報告すること。 (前日の報告は午後3時まで、当日の報告は午前9時まで。) ・PTA 役員・委員、保護者への緊急連絡方法について、事前に整備しておくこと。 ・通学路の状況は、常に確認し、点検しておくこと。 ・施設・設備の維持・管理については、十分に配慮すること。特に、浸水しやすい学校にあっては、その対策を講じること。
------	--

＜地震発生時の対応＞

突発的に発生するものであり、大きな揺れを感じた場合は、震度に関係なく、自分の身を守る行動をとらせるよう、日頃より指導をしておくこと。

また、通信障害が発生し、メールによる連絡ができなくなることや、電話がつながりにくくなることが予想される。特に、登校前・登校時は、児童・生徒の安全を第一に考え、震度に関係なく、保護者の判断で行動してもよいことを周知しておくこと。

1. 児童・生徒が在宅時	【震度4以下の場合】 ・原則、平常授業とする。 (被害状況によっては、臨時休業や始業時刻繰り下げの措置をとる場合もある。) 【震度5弱以上の場合】 ・臨時休業とする。
2. 児童・生徒が登下校中	・大きな揺れを感じた場合、落下物がない場所等、安全な場所に一時避難し、揺れが収まった後、原則学校に避難させる。その後、速やかに児童・生徒の安否確認を行う。 【震度4以下の場合】 ・校舎等の設備点検を行い、異常がなければ授業を行う。 ・下校時は、通学路の安全確認の後、教職員の付き添いも含め、安全に配慮して下校させる。(被害状況によっては、必要に応じ、保護者に連絡する。) 【震度5弱以上の場合】 ・臨時休業とし、大きな余震が予想されることから、保護者への引き渡しによる下校措置をとる。 ・保護者不在家庭に対しては、児童・生徒を校内にとどめる等、実態に応じた措置をとる。
3. 児童・生徒が在校時	・大きな揺れを感じた場合、机の下に隠れる、窓から離れる等、自分の身を守る行動をとらせる。揺れが収まった後、速やかに、安全な場所へ避難誘導し、保護・監督にあたる。その後、速やかに児童・生徒の安否確認を行う。 【震度4以下の場合】 ・校舎等の設備点検を行い、異常がなければ授業を再開する。 ・下校時は、通学路の安全確認の後、教職員の付き添いも含め、安全に配慮して下校させる。(被害状況によっては、必要に応じ、保護者に連絡する。) 【震度5弱以上の場合】 ・臨時休業とし、大きな余震が予想されることから、保護者への引き渡しによる下校措置をとる。 ・保護者不在家庭に対しては、児童・生徒を校内にとどめる等、実態に応じた措置をとる。

※各学校において、事前に児童・生徒を指導するとともに、日頃より保護者にもその旨を周知し、発生時に混乱のないようにすること。